

## 推薦のことば

子ども達に囲まれ、にこやかに微笑んでいらっしゃる吉田さん。

子ども一人ひとりの心に寄り添い、その総てを受け止め肯く彼女の後ろ姿に、一里親の私は眩しくほのぼのとした温もりを覚えます。こうした彼女をしっかりと受け止め、支えていらっしゃる思慮深く優しいご主人の存在もまた羨ましい限りです。

お二人は、これまでに沢山の子どもたちを里子とし、実親にも勝る養育に専念されてきました。分け隔てない愛情をもって、これから育ちゆく子どもとともに親育ちの体得を示されているようです。

現在、私は、吉田さんと縁あって、平成28年10月から今日まで、勧告後の全国里親会を改善する新体系の役職を担わせていただいている。

児童福祉制度において、児童虐待防止や児童の権利擁護などを踏まえた新しい社会的養育ビジョンを受け止めるこの数年間に、吉田さんから教わったものは余りあります。里親制度の課題解決に向けて努める中、それは、物やお金ではない大きな包容力と、人を容認し、肯く姿勢が肝要であるということでした。彼女は、いつも明るく誰にでも気安く話しかけられる特技（？）があり、安心して寄りかかることができる良き相談役です。

この著書は、そうした彼女の里親人生からなる知性と感性が如実に表出されたものであり、里親として家庭的養育の大切さを遍く人たちに切々と伝えるエールです。

公益財団法人全国里親会 会長 河内美舟

## まえがき

### ～改訂に際して～

国内の新型コロナウイルス感染者数は令和4年9月には2千万人を超えてしまい、イベントや帰省等が感染再拡大防止のために規模の縮小や取りやめになるなど、人々の生活に多くの影響が出ました。また、子どもたちにとっても、オンライン授業が当たり前となり、小学生でさえタブレットを自在に使いこなすなど、本書の初版を世に出した後の3年間で、私たち里親家庭を取り巻く環境は大きな転換を迎えました。

令和元年6月に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）では、「児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる」とされました。児童虐待相談対応件数はうなぎのぼりで増加の一途をたどってきました。

そこで、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うとして、令和4年6月15日、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）が公布されました。

令和4年9月には、令和3年度の児童虐待相談対応件数の速報値が過去最多の20万7,659件と発表され、前年度の20万5,044件より約1.3%（2,615件）の増加率となったことがわかりました。

国は、令和5年4月に「こども家庭庁」を創設します。

こども家庭庁には、内閣府の子ども・子育て本部と厚生労働省の子ども家庭局が移管することになっており、内閣総理大臣のもとに、こども政策を担当する大臣や、こども家庭庁長官を

置き、職員300人体制でスタートします。

こども家庭庁は、①全体の指令をする企画立案・総合調整部門、②子どもの育ちをサポートする成育部門、③特に支援が必要な子どもをサポートする支援部門で構成されます。

私たち里親は③の部門の管轄とされている、「要保護児童」と呼ばれる支援が必要な子どもを預かって養育していきます。

また令和4年6月には、子どもをど真ん中に据えた「こども基本法」（令和4年法律第77号）が公布されました。

里親制度は、今まで厚生労働省の管轄下にありましたが、今後は内閣府の管轄下に置かれることになりました。

初版の発行から現在に至る制度改正等は、おおむね以上のように整理できます。

ところで、皆さん「ヤングケアラー」という言葉をお聞きになったことはありませんか。

法律上の言葉ではありませんが、本来大人がすべき家事や家族の介護、幼いきょうだいの世話、家計を助けるためのアルバイトなどを日常的にしている18歳未満の子どものことを指します。

コロナ禍になって、身近を見まわしても、ヤングケアラーと呼ばれる子どもがずいぶん増えたような気がしています。以前は、いじめや発達障害などを原因として学校に行っていない子どもが多く見受けられましたし、私たち里親の元にもそういった子どもの多くが預けられてきました。ところがこの頃は、子どもを守るべき親御さんが、わが子に家事やきょうだいの世話をさせており、こうした状況からヤングケアラーを預かる例が後を絶ちません。

子どもは、どの子も健やかに育つ権利を持って生まれてきて

います。次代の担い手である子どもたちが、保護者の都合で不登校になるということは許されることではありません。

国・地方自治体の取り組みや、テレビコマーシャルのおかげもあり、「里親」という言葉がだいぶ認識されるようになりました。そして、「私にも里親ができますか」との質問もいただくようになりました。

四半世紀前の青葉が薫るころ、私たち夫婦が里親になるために訪れた児童相談所は、古びた建物の一角を間借りした貧相なものでした。職員も10人余りしかいなかつたように記憶します。簡素なテーブルとイスだけが置かれた部屋で、「よく考えて、それでもと思うなら」と何度も念を押されましたが、足しげく通い、里親申請書類を受理していただいたのは、懐かしい思い出です。自治体による里親研修などは何もなかった時代です。すぐさま紹介された里親会で、先輩里親に付いて活動に参加しました。登録が認められたのは、児童相談所の職員とすっかり顔見知りになった、落ち葉が舞い始めた頃でした。

この年、平成10年度の登録里親は7,490家庭で、2,132名の子どもが委託されていました。

母のような母親になりたいとずっと思ってきました。そして、69人の子どもたちが、私をお母さんと呼んでくれました。

ほんの少しのご縁しか結べなかった子どももいれば、大人になっても出て行かない子どももいます。なしのつぶての子どももいれば、何度も出入りを繰り返す子どももいます。

どの子どもも幸せになってもらいたい。母としてただそれだけが願いです。

非血縁の子どもを育て血縁のあるご家庭に戻す養育里親。  
被虐待や障害のための生きづらさに寄り添う専門里親。  
血縁はないけれど、法的に親子になる養子縁組里親。  
なかでも、唯一の親になる特別養子縁組。  
そして、数は少ないけれど、血縁の子どもを預かる親族里親。

どの里親も、親としてただひたすら子どもの幸せを願い、慈しみ、守ることしかできません。里親は、ただそれだけの繰り返しの日々を送ります。

お母さん。

私はあなたのようなお母さんになれたでしょうか。

お父さん。

私が選んだ夫はあなたのようなお父さんをしていますか。

私たち夫婦も、いよいよ高齢者夫婦の仲間入りをします。

そして、育てた子どもたちは、孫を連れてやってきます。里親になったおかげで、多くの出会いをいただきました。この喜びは何物にも代えがたいものです。

多くの皆さんのが、里親として、ともに子どもたちの幸せのために活躍してくださいますよう、心を込めてメッセージを送ります。

“里親になってくださいませんか。  
あなたの心が、子どもを救うのです。”

鶯の雛が一生懸命啼いています。  
令和5年8月 吉田菜穂子

## [ 目 次 ]

推薦のことば

まえがき

### 序 章 里親をめぐる動向

第1節 大きくなる里親の社会的役割 .....	2
I 国による支援体制強化 2	
II 里親制度の変遷 5	
第2節 こども家庭庁とこども基本法 .....	8

### 第1章 里親制度とは

第1節 児童福祉法と里親 .....	12
I 里親養育への流れ 12	
II 子どものあるべき環境 14	
III 里親委託の推進 19	
[コラム] 施設を転々とした男児 22	
第2節 里親制度の意義 .....	23
I 里親が求められる背景 23	
II 里親信条に見る指標と理念 27	
[コラム] 子どもの心情 30	
第3節 里親制度の概要 .....	32
I 里親の役割と種類 32	
II 里親の歴史 43	
[コラム] 里親という言葉 52	

## 第2章 虐待の現状と子どもの未来

第1節 保護を必要とする子どもを取り巻く現状	54
I 増え続ける虐待を受けた子どもたち	54
II 新しい社会的養育ビジョン ～子どもたちの未来に向けて	73
第2節 子どもの未来を明るくするために	80
I 里親に委託される子どもの特徴	80
II 保護を要する子どもの今後の見通し	90
[コラム] 高年齢児には年配の里親を	94

## 第3章 里親養育への支援と子どもの権利

第1節 児童相談所とのかかわり	96
I 児童相談所による虐待への対応	96
II 措置委託と措置解除	100
III 一時保護所と一時保護委託	103
第2節 里親養育への支援	107
I 里親養育支援と「心の支援」	107
第3節 子どもの権利を考える	113
I 里親から見た子どもの権利	113
II 子どもの権利条約と児童福祉	114
III 「家庭における養育環境と同様の養育環境」とは	116
IV 育つ権利・遊ぶ権利	118
V 子どもに自らの権利を知らせる	121
VI 実子とのかかわり	124
[コラム] 第二の故郷	126

## 第4章 里親をするために知っておきたいこと

<b>第1節 近年の里親養育の実際</b>	128
I 里親と委託される子どもの数の推移	128
II 養育する基準	132
III 社会的養育と社会的養護	143
IV 里親及びファミリーホーム養育指針	145
V 養育の鍵「愛着」の形成	146
<b>第2節 里親が受け取る「お金」</b>	150
I 措置費とは	150
II 措置費の種類	151
III 措置費の受け取りに際しての注意点	161
IV 第一步を踏み出そう	163
<b>第3節 里親になるにあたって</b>	164
I 必要な知識	164
II 里親となるための手続き	171
<b>第4節 実際の子どもの委託</b>	177
I 子どもが来るまでに知っておきたいこと	177
II 養育に疲れたら	180
III 直面する問題の解決のために	182

## 第5章 里親養育と養子縁組制度

<b>第1節 子どものための養子縁組</b>	186
I 養子縁組制度	186
II 特別養子縁組制度	191
<b>第2節 里親と真実告知</b>	195
I 真実告知	195

<b>第3節 子どもの叫び</b>	199
I 特別養子として育つ	199
II 嘘をつかないで育てる	203
<b>第4節 周りの諸問題</b>	207
I 親族とのかかわり	207
II 地域とのかかわり	209
III 就学（転校）の手続き	211
IV 18歳成人を迎える際の注意点	214
[コラム] 「こうのとりのゆりかご」とK君	216

## 第6章 里親養育の実際

<b>第1節 社会的養育の実現</b>	218
I 社会的養育と子どもの声	218
<b>第2節 自立に向けた支援</b>	232
I 「自立」と「自律」	232
II 里親の醍醐味と役目	237
III 制度面から子どもの自立を考える	240
IV 自立支援計画票	249
V 措置が満了するにあたり里親ができること	252
VI 社会的養護出身者ネットワーク形成事業	254
<b>第3節 数々の疑問から里親養育を考える</b>	255
保育所や幼稚園の利用／放課後等デイサービスの利用／予防接種の実施／パスポートの申請／姓の問題／療育手帳の申請／育児休業の取得／季節里親からの里親委託／母子手帳の取り扱い／実子とのかかわり／転勤の場合	

あとがき

**凡 例** 法…児童福祉法

児童虐待防止法…児童虐待の防止等に関する法律

## 序 章

# 里親をめぐる動向

ナナナ

第Ⅰ節

# 大きくなる里親の 社会的役割



## I 国による支援体制強化

### (1) 児童相談所の増加

令和5年2月1日時点で、全国には230か所の児童相談所（略称を児相といいます）があり、そのうち151か所に一時保護所が設置されています。令和元年度と比べると、4年間で児相は15か所、保護所は12か所増設されました。

厚生労働省の発表によると、平成30年12月の児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において決定した児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）では、令和4年度までに児童福祉司を5,260人体制（約2,020人の増員）とすることを配置目標としていましたが、令和3年度には5,168人に到達し、前倒しで目標に近づきました。そこで、令和4年度は新たに5,765人（505人の増員）を目標とするなど、国は積極的に取り組んでいます。

児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移を見ると、平成27年度に10万件を突破し、平成30年度には16万件に迫り、令和2年度の児童虐待相談対応件数は20万5,044件で、とうとう5年間で2倍になりました（詳細は第2章第1節参照）。令和3年度は20万7,660件で、前年に比べ2,616件の増加にとどまり、増加率は1.01倍と落ち着いてきました。国の施策の成果が現れ始めたのでしょうか。しかし、10年前の平成23年度の5万

9,919件と比較すると、3.47倍に増えています。

## (2) 法や相談窓口の整備

深刻さを増す一方の児童虐待の増加と、著しい家庭での養育能力の低下を背景に、児童虐待防止を図ることを目的として、令和元年6月の改正児童福祉法と改正児童虐待防止法で、児童の権利擁護として、実親・里親・福祉施設長などによる体罰禁止が明文化され、令和2年4月より施行されています。

国民がわかりやすいように、厚生労働省では、児童相談所虐待対応全国共通無料ダイヤル「189」（いちはやく）を導入して、通告・相談ができるようになりました。

また、文部科学省では、子どもや保護者が24時間相談できる全国共通のSOSダイヤル「0120-0-78310」（なやみいおう）を設置していますし、法務省では子どもの人権110番として、いじめや虐待など子どもの人権に関する専用相談電話「0120-007-110」で相談を受け付けています。

## (3) 里親への支援と連携強化

新プランでは、児童相談所の体制強化と関連機関との連携強化も打ち出されています。また、里親養育支援体制の構築および里親委託の推進も盛り込まれており、里親の社会的な役割がさらに大きくなっています。

特に、新プランで「里親支援体制の構築及び里親委託の推進を図るため、各児童相談所に、里親養育支援のための児童福祉司を配置する」とされたことで、各児相には児童福祉司とともに常勤の里親担当職員も配置されるなど、里親への支援も始ま

りました。

さらに、NPO 法人や社会福祉法人等が、里親養育包括支援（フォースタリング）機関として都道府県市の委託を受け、里親の広報やリクルート、アセスメント、里親に対する研修、子どもの里親委託中における里親養育への支援を行い、質の高い里親養育のために地域の里親会と連携するなど、さまざまな工夫も図られるようになりました。

## （4）令和4年6月に成立した改正児童福祉法

令和4年6月8日参院本会議で改正児童福祉法が可決、成立し、多くの里親が願ってきた子どもの自立支援に関して、原則18歳、最長22歳となっている現行の年齢制限が撤廃され、自立可能と判断された時期まで継続して支援ができるようになりました。また、虐待を受けた子どもを親から引き離す一時保護については、保護の要否を裁判所が審査する制度も導入されています。

## （5）ケアリーバーへのサポート強化

社会的養育経験者をケアリーバーと呼ぶのですが、そのような子どもたちのサポートを強化するため、相談を受ける拠点の整備もされるようになります。「こども家庭庁」では、施設や里親の元で育った社会的養護経験者や、支援や保護が必要であった若者について、伴走型の支援や、複合的な課題にも対応できる多職種・関係機関の連携による自立支援を進めるとしています。

## II 里親制度の変遷

### (1) 私的契約から登録数のピークまで

里親制度をひも解くと、戦前の、当事者同士の取り決めを個人が取り交わし、子どもの養育を依頼する私的契約に始まります。

しかし、昭和22年12月12日に児童福祉法が制定され、昭和23年11月3日に里親による里子の養育が公的制度の下に一元化されると、それまでの私的契約によるものから公的措置によるものへと里親の位置付けが変化し、現在の里親制度ができあがりました。

今の65歳前後の方が生まれた昭和30年代前半は、子どもの数も多く、50入学級も珍しいことではありませんでした。1学年が10クラス以上というマンモス校さえありました。日本が高度成長社会に突入していました。子どもの数が多いように、里親の登録数もピークでした。

昭和50年代になると、人々の暮らしは豊かになりましたが、反比例するように里親は1万家庭を割ってしまいました。その後も里親は減少を続け、昭和62年の民法改正「特別養子制度の創設」で、里親養育は養子縁組を希望する方が、一部の奇特な方がするものとのイメージが定着していったように思います。その後、平成14年の里親制度改革、平成20年の児童福祉法改正と変革が行われ、里親制度の普及を期待しましたが、残念ながら大きな成果を得ることはできませんでした。

## (2) 平成28年の児童福祉法改正

ところが、平成28年児童福祉法改正で、国および地方公共団体は、児童が「家庭」において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援すること、ただし、児童を家庭において養育することが困難であり、または適当でない場合は、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、また、児童を家庭および当該養育環境において養育することが適当でない場合は、児童ができる限り「良好な家庭的環境」において養育されるよう、必要な措置を講ずること（法3条の2）とした家庭養育優先原則が広く示されました。そして、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である養子縁組・里親家庭・ファミリーホームがクローズアップされ、里親の普及啓発から児童の養育に関する計画の作成までの一貫した里親支援が都道府県（児童相談所）の業務として位置付けられたのです。

令和の時代に入り、社会的養護は、社会的養育へと大きな転換を迎えます。子どもの保護から、子どもの持つ当然の権利としての家庭での養育の支援、家庭と同じような暮らしの提供が当たり前へと変わったのです。

## (3) 児童福祉の担い手として

令和3年度の登録里親は1万5,607家庭で、半世紀以上前の昭和43年度と同程度に回復してきました。委託された子どもの数はファミリーホームを合わせておよそ7,000人で、昭和38年頃と同程度になり、また、委託率では昭和30年代に並び、里親制度全盛期に近づいてきています。

児童虐待防止が児童福祉の最も重要な課題となりました。里親自身が、ボランティアという出発点と社会的養育を担うという現在の立ち位置を十分に理解する必要が出てきました。

令和4年6月15日に出された「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて（通知）」（平成21年3月31日雇児福発0331002号障障発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）による当該ガイドラインの一部改正では、次の2点が新設されています。

- I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点
  - ➡ 「里親による子どもの権利保障と養育実践」
- II 被措置児童等虐待に対する対応
  - ➡ 「里親・ファミリーホームにおける予防的な視点」

このことは、里親が児童福祉施設と並ぶ重要な児童福祉の担い手として同格になったということを意味しているといえます。

ごくふつうの、ごく一般的な暮らしの中で、子どもの生きる力が育れます。愛情あふれる生活をする里親家庭での子どもの育みが、子どもを未来に導く原動力になります。

私たち里親には、力はありません。名譽もありません。お金もありません。しかし、あふれんばかりの子どもを想う気持ちがあります。1人でも多くの実の家庭で生活することが困難な子どもたちが、あふれんばかりの愛情を受けて育つことができるよう、実のお父さん、お母さんの代わりとなって自立に導いてくれる養育里親、また養子縁組によって子どもの新しいお父さん、お母さんになってくれる方を求めて待っているのです。

## 第2節

# こども家庭庁と こども基本法



令和4年6月15日参議院本会議において「こども家庭庁設置法」と「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が可決、成立しました。

この法律は、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日閣議決定）に基づいたもので、これにより、令和5年4月1日に、総理大臣直属の機関として内閣府の外局に「こども家庭庁」が創設されることになりました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔として、他省庁への勧告権を持ちます。

令和5年3月31日までは、厚生労働省では子どもに対する施策を子ども家庭局が所掌し、里親の監督に関しては家庭福祉課、また児童虐待防止に関しては虐待防止対策推進室が所掌事務を担っていました。4月からは、子ども家庭局がこども家庭庁に移り、新たな門出を迎えます。

また時を同じくして、議員立法で「こども基本法」（令和4年法律第77号）も成立しました。こちらも施行は令和5年4月1日です。「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこど

も施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進する必要がある。」との理由で制定されました。

子ども政策の基本理念等を定めたこの法律には、平成6年に日本が批准した、国連の「子どもの権利条約」の精神に基づき、全ての子どもの基本的人権の保障と、条約に掲げられている「子どもの意見表明権」などが明記されています。日本ユニセフ協会が歓迎のメッセージを出すなど、多くの子どもの人権にかかわる団体が、こども基本法に期待を寄せています。

## 第Ⅰ章

# 里親制度とは

ナナナ



## 第1節

# 児童福祉法と里親

### I 里親養育への流れ

里親養育とは、家庭での養育ができない子ども（要保護児童）を児童相談所から預かり、親に代わって養育することです。これを代替養育と呼びます。里親は、実親の代わりに、預かった子どもの将来を考え、何よりその子どもの気持ちに寄り添いながら養育します。同時に、社会に対して子どもの声を届けるため代弁します。家庭という私的空间において生活しながら、社会的な役割を果たすところに、里親養育のよさがあります。

国の保護を要する子どもたちへの施策が、里親養育へと大きく舵を切ったのは、平成28年6月3日の児童福祉法改正です。児童福祉法の理念の明確化が初めて打ち出され、子どもの権利擁護の視点に立ち、それまでの子どもの保護を中心とした児童福祉施設での養護から、家庭と同様の環境で養育する里親養育へと方向転換をしました。厚生労働省は、「家庭は、児童の成長・発達にとって最も自然な環境であり、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、その保護者を支援することが重要であることから、その旨を法律に明記する」とうたいました。

子どもの養育の責任は、第一には親権者である実親にあり、子どもは家庭で育つ権利があります。しかし、それがかなわないときは、家庭と同様の環境にある養子縁組や、里親家庭、里

親家庭の拡大版であるファミリー・ホームで継続的に生活することが、子どもの生きる権利を保障することになります。

ただし、専門的なケアが必要で、一般的な里親家庭での生活が難しい場合は、施設で生活することになります。しかし、その場合でも、グループ・ホーム等のできるだけ小規模で家庭に近い環境の中で生活できるようにすることが重要です。

児童相談所に保護された子どもたちの受け皿として、なぜ国は、特別養子縁組、里親家庭、ファミリー・ホームでの生活を推進するのでしょうか。

里親による養育は、特定の大人との愛着関係を築くことを可能にします。これにより、自己肯定感が生まれ、基本的信頼感を培うことができるとされています。これは、実親や親族に育てられない子どもにとって、重要な意味を持ちます。また、里親家庭が、将来子どもが家庭を持ったときの家庭のモデルとなり、子どもが新たな家庭像を作ることが可能になるとされました。地域社会で生活を営む里親家庭で生活することは、社会性を獲得していくことにつながります。何気ない暮らしの中で、一つひとつ生活の技術を獲得していくのです。また、実家の機能を發揮するのも、里親養育の特徴です。

里親は24時間365日、血縁のない保護を要する子どもたちの欲求を受け入れて生活します。その生活の中で、社会的規範を教え、文化を伝達しながら、全人的に慈しみ育て、社会で生きるために力をつけさせるという仕事をしていきます。しかし、里親数は大変少なく、社会的に絶対少数者です。

そういう意味で、児童福祉の中で、里親として生きるとはどういうことなのか、里親になるというのはどのような意味を

持つのかという視点で、まずは児童福祉法を見ていきましょう。

## II 子どものあるべき環境

### (1) 児童福祉法上の規定

国と地方公共団体は、児童が家庭で健やかに養育されるよう  
に保護者を支援しなければなりません。ただし、保護者が家庭  
で児童を養育することが困難、または適当でない場合には、家庭  
における養育環境と同様の養育環境で継続的に養育し、それ  
が適当でないときには、できる限り良好な家庭的環境で養育さ  
れるよう必要な措置を講じなければなりません。このように、  
国と地方公共団体の責務が、児童福祉法には明記されています  
(児童福祉法3条の2、3)。

なお、児童福祉法で、児童とは満18歳に満たない人を指し、  
乳児・幼児・少年に分けられます<sup>\*1</sup>。そして、保護者がいな  
かったり、保護者に養育させることが困難な児童を要保護児童  
と呼びます。

里親は、児童福祉法6条の4<sup>\*2</sup>に規定されています。また、  
里親家庭の規模を大きくした形態であるファミリーホーム（小  
規模住居型児童養育事業）についても、児童福祉法6条の  
3<sup>\*3</sup>に規定があります。

#### 【関連条文】

##### ●里親にまつわる児童福祉法の規定

第4条<sup>\*1</sup> この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、  
児童を左のように分ける。

- 1 乳児 満1歳に満たない者
- 2 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 3 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

第6条の3<sup>\*3</sup>

⑧ この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第27条第1項第3号の措置に係る児童について、内閣府令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者その他の内閣府令で定める者（次条に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

第6条の4<sup>\*2</sup> この法律で、里親とは、次に掲げる者をいう。

- 1 内閣府令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（都道府県知事が内閣府令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の内閣府令で定める要件を満たす者に限る。）のうち、第34条の19に規定する養育里親名簿に登録されたもの（以下「養育里親」という。）
- 2 前号に規定する内閣府令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によつて養親となることを希望する者（都道府県知事が内閣府令で定めるところにより行う研修を修了した者に限る。）のうち、第34条の19に規定する養子縁組里親名簿に登録されたもの（以下「養子縁組里親」という。）
- 3 第1号に規定する内閣府令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（当該要保護児童の父母以外の親族であつて、内閣府令で定めるものに限る。）のうち、都道府県知事が第27条第1項第3号の規定により児童を委託する者として適當と認めるもの

\*こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号、令和5年4月1日施行）により、掲載条文において、厚生労働省令が内閣府令に改められています。

里親の種類としては、要保護児童を養育することを希望する養育里親と、要保護児童との養子縁組を希望する養子縁組里親、父母以外の親族で児童を委託される親族里親があります（詳細は本章第3節参照）。なお専門里親は、養育里親に含まれます。

里親に関する都道府県の業務についても記載があり、5項目が規定されています（児童福祉法11条の2）。

- (1) 里親に関する普及啓発
- (2) 里親の相談、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助
- (3) 里親と乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設または児童自立支援施設に入所している児童および里親相互の交流の場の提供
- (4) 里親の選定および里親と児童との間の調整
- (5) 児童や保護者、里親の意見を聞いて児童の養育に関する計画を作成

また、養子縁組についても規定があります。そこでは、養子縁組をする当事者である子どもや生みの父母、養子が欲しいと希望する人、また縁組が完了して養子となった子どもや養親までを援助の対象としています。つまり児童相談所は、養子縁組を希望する段階から、縁組が終了した後も、その相談や援助を行うことが明記されています。

養子縁組里親や養親の声をひろうと、「特別養子縁組が終了した後の縁組里親と子どもに対して、特別なフォローがないので、きめ細かな相談体制を残してほしい」という要望が数多く

あがってきます。

そう考えると、縁組が終了したからといって児童相談所とのかかわりを絶つということは、子どもの福祉にとってはマイナスであるということがわかります。

都道府県知事は、法律に基づいて、里親や小規模住居型児童養育事業を行う者に、子どもの保護についての必要な指示や報告を命じることができます。実務的には、里親は児童相談所長の指導に従わなければなりません。

以上のように、里親とは法律に規定されている立場にあります。これを肝に銘じて、日々、子どもたちの養育に励まなければなりません。

## (2) 家庭における養育環境と同様の養育環境

改正された児童福祉法では、「家庭」(実父母や親族等を養育者とする環境)で生活することが、子どもの成長、発達において、最も自然なことであり、子どもの保護者に第一義的には全ての責任があるとしています。しかし、それと同時に、国と地方公共団体が、子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるために、子どもの保護者を支援することも明記しています。

前述の通り、家庭での養育がかなわない場合には、子どもの福祉のために、「家庭における養育環境と同様の環境」における養育をすることが示されました。この家庭養育原則の徹底のため、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である養子縁組や、里親養育、ファミリー・ホームでの委託が進められるようになったのです。

特に乳幼児期は、愛着関係の基礎をつくる時期であり、児童が安心できる安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とします。

専門的なケアを要する場合など、里親委託が適当でない場合はどうでしょうか。その場合でも、できる限り「良好な家庭的環境」、すなわち、施設のうち小規模で家庭に近い環境（地域小規模児童養護施設や小規模グループケア等）で養育することが求められています。

現在、社会的養育が必要な子どもの生活の場は、児童養護施設や乳児院が76.5%を占め、里親等は23.5%に過ぎません。これを逆転させたいというのですから、国の本気度を感じます。

また、社会的養育をするには、支援の順番が何より大切だと言われています。児童福祉法にのっとった考え方では、まず第一に「家庭」、つまり親や親族による家庭での養育を支援する。それが困難な場合に、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である養子縁組を考える、あるいは養育里親やファミリーホームでの養育を模索する。それでもなお困難な場合に、「良好な家庭的環境」である小規模のグループホーム等での生活を考えるべきとされています。

● 著者略歴 ●

吉田 菜穂子（よしだ なおこ）

昭和33年生まれ。

博士（学術・福祉）・修士（社会福祉学）

専門里親・社会福祉士・保育士・介護福祉士

公益財団法人全国里親会評議員

福岡県里親会会长

里母の自助グループ「どんぐりキッズ」代表

夫とともに平成10年に里親登録をし、現在までに69人の子どもたちの養育にあたる。

改訂版

里親になりませんか  
子どもを救う制度と周辺知識

令和2年10月20日 初版発行  
令和5年4月1日 改訂初版



日本法今®

検印省略

著者 吉田菜穂子  
発行者 青木健次  
編集者 岩倉春光  
印刷所 日本ハイコム  
製本所 国宝社

〒101-0032

東京都千代田区岩本町1丁目2番19号

<https://www.horei.co.jp/>

(営業) TEL 03-6858-6967 Eメール syuppan@horei.co.jp  
(通販) TEL 03-6858-6966 Eメール book.order@horei.co.jp  
(編集) FAX 03-6858-6957 Eメール tankoubon@horei.co.jp

(オンラインショップ) <https://www.horei.co.jp/iec/>

(お詫びと訂正) <https://www.horei.co.jp/book/owabi.shtml>

(書籍の追加情報) <https://www.horei.co.jp/book/osirasebook.shtml>

※万一、本書の内容に誤記等が判明した場合には、上記「お詫びと訂正」に最新情報を掲載しております。ホームページに掲載されていない内容につきましては、FAXまたはEメールで編集までお問合せください。

・乱丁、落丁本は直接弊社出版部へお送りくださいればお取替えいたします。

・**JCOPY**（出版者著作権管理機構 委託出版物）

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構（電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail: info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内の利用であっても一切認められておりません。

© N. Yoshida 2023. Printed in JAPAN

ISBN 978-4-539-72954-0